

教育こども委員会報告資料

報告第12号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

・・・・ P 1

報告第13号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

・・・・ P 4

高取小学校北棟内部改造等工事請負契約の締結について

・・・・ P 6

特別支援学校高等部新設に関する基本計画等について

・・・・ P 19

令和 3 年 6 月
教 育 委 員 会

報告第 12 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴えの相手方	滞納学校 給食費	支払督促 申立日	専決処分 年月日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報につ いては揭示しておりません。	円 228,766	令和2年 12月11日	令和3年 2月18日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報につ いては揭示しておりません。	93,217	令和2年 12月11日	令和3年 2月18日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報につ いては揭示しておりません。	342,394	令和2年 12月18日	令和3年 3月5日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報につ いては揭示しておりません。	362,774	令和2年 10月2日	令和3年 3月22日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報につ いては揭示しておりません。	236,677	令和2年 12月4日	令和3年 3月26日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報につ いては揭示しておりません。	236,677	令和2年 12月4日	令和3年 3月26日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報につ いては揭示しておりません。	173,126	令和3年 2月5日	令和3年 3月26日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報につ いては揭示しておりません。	169,962	令和3年 2月5日	令和3年 3月26日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報につ いては揭示しておりません。	169,962	令和3年 2月5日	令和3年 3月26日

別表

事件番号及び事件名	訴えの相手方	滞納学校 給食費	支払督促 申立日	専決処分 年月日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報につ いては揭示しておりません。	201,901	令和3年 2月5日	令和3年 4月6日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報につ いては揭示しておりません。	201,901	令和3年 2月5日	令和3年 4月6日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報につ いては揭示しておりません。	223,948	令和2年 12月18日	令和3年 4月20日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報につ いては揭示しておりません。	271,281	令和2年 12月18日	令和3年 4月20日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報につ いては揭示しておりません。	271,281	令和2年 12月18日	令和3年 4月20日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報につ いては揭示しておりません。	210,881	令和3年 2月5日	令和3年 4月20日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報につ いては揭示しておりません。	97,056	令和3年 3月2日	令和3年 4月20日

報告第 13 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方らが督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費	支払督促 申 立 日	専決処分 年 月 日
<p>個人が特定される情報 については揭示しており ません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情報につ いては揭示してありません。</p>	<p>円 139,328</p>	<p>令和2年 8月7日</p>	<p>令和3年 4月6日</p>
<p>個人が特定される情報 については揭示しており ません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情報につ いては揭示してありません。</p>	<p>132,708</p>	<p>令和2年 8月7日</p>	<p>令和3年 4月20日</p>
<p>個人が特定される情報 については揭示しており ません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情報につ いては揭示してありません。</p>	<p>280,110</p>	<p>令和2年 12月18日</p>	<p>令和3年 4月20日</p>
<p>個人が特定される情報 については揭示しており ません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情報につ いては揭示してありません。</p>	<p>280,110</p>	<p>令和2年 12月18日</p>	<p>令和3年 4月20日</p>

高取小学校北棟内部改造等工事請負契約の締結について

1 契約概要

工事件名	高取小学校北棟内部改造等工事	
工事概要	○高取小学校の校舎の内部改造、構造補強工事等に 伴う建築工事一式 ・北棟：内部改造工事、構造補強工事、外壁塗装工事 階段室A・B、昇降口(2)、外部足洗い場、便所、 給食室、配膳室、多目的室(旧職員室)、 更衣室(旧事務室・校長室)、保健室、放送室・ 調整室、相談室、普通教室(18室)、 第2音楽室・準備室(旧普通教室2室)、廊下 ・渡り廊下：外壁塗装工事	摘要(別途工事)
		○黒板工事 ○木製建具工事 ○電気設備工事 ○衛生設備工事 ○空調設備工事 ○ガス設備工事委託
工事場所	福岡市早良区昭代2丁目15-51	
工事期間	令和3年4月23日から令和4年1月15日まで	
入札方法	総合評価方式による制限付一般競争入札	
開札年月日	令和3年 4月14日	
契約年月日	令和3年 4月22日	
落札者	西鉄建設株式会社	
契約価額	339,916,500円 (うち消費税及び地方消費税相当額 30,901,500円)	
予定価格	377,685,000円 (うち消費税及び地方消費税相当額 34,335,000円)	
最低制限価格	339,916,500円 (うち消費税及び地方消費税相当額 30,901,500円)	

【参考】入札参加者一覧

区分	名称	備考
地場	西鉄建設(株)	
	(株)黒木工務店	
	溝江建設(株)	
	(株)広田工務店	
	アスミオ.(株)	
	(株)アルシスホーム	無効

2 入札結果

(1)技術評価点の内訳

評価項目			配点	落札者		
				名称	西鉄建設(株)	
				区分	提案数	点数
提案項目	技術提案	項目1 工事車両進入路における第三者への安全対策について (最大5提案まで) [着目点] 本工事は、交通量の多い北側道路や児童が多数通行する東側道路及び学校敷地内を工事関係車両が通行するため、学校関係者を含めた第三者の安全な通行を確保することが重要である	10	A(2.0)	1	7.5
				B(1.5)	3	
				C(1.0)	1	
				D(0.5)	0	
				E(加点無し)	0	
	項目2	現場周辺及び学校関係者に対する騒音対策について (最大5提案まで) [着目点] 本工事は、住宅地及び既存校舎(南棟、特別教室棟)に隣接した場所で行う改造工事であり、工事で発生する騒音に十分注意して施工を行うことが重要である	10	A(2.0)	1	7.0
				B(1.5)	2	
				C(1.0)	2	
				D(0.5)	0	
				E(加点無し)	0	
小計 a			20.0	14.5		
企業評価項目	企業の施工能力	工事成績の実績	6	4.400		
		工事成績優良業者の表彰実績				
		同種工事の施工実績				
		建設業労働災害防止協会加入状況				
	技術者の能力	資格の保有状況	2	2.000		
		同種工事の施工経験				
	社会貢献・地域貢献	社会貢献・政策貢献	4.5	4.000		
		災害対策協力企業				
		本店所在地				
	社会性・信頼性の企業性	競争入札参加停止措置状況	(-2)※	減点無し		
小計 b			12.5	10.400		
加算点 a+b			32.5	24.900		
標準点 c			100	100		
技術評価点A (a+b+c)			132.5	124.900		

※配点欄の企業の信頼性・社会性(-2)は、企業評価項目の小計に含まない。

(2)入札価格

入札価格 B (単位:円) (消費税及び地方消費税相当額を除く価格)	309,015,000
------------------------------------	-------------

(3)評価値

評価値 $A/B \times \alpha$ (α は数値調整のための係数) (予定価格1億円以上10億円未満の場合、 $\alpha = 100,000,000$)	40.4187
--	---------

名称	(株)黒木工務店		名称	溝江建設(株)		名称	(株)広田工務店		名称	アスミオ.(株)		
	区分	提案数	点数	区分	提案数	点数	区分	提案数	点数	区分	提案数	点数
	A(2.0)	2	8.0	A(2.0)	1	6.0	A(2.0)	0	4.5	A(2.0)	0	4.0
	B(1.5)	2		B(1.5)	1		B(1.5)	1		B(1.5)	2	
	C(1.0)	1		C(1.0)	2		C(1.0)	3		C(1.0)	1	
	D(0.5)	0		D(0.5)	1		D(0.5)	0		D(0.5)	0	
	E(加點無し)	0		E(加點無し)	0		E(加點無し)	1		E(加點無し)	2	
	A(2.0)	0	6.0	A(2.0)	0	4.0	A(2.0)	0	5.5	A(2.0)	0	6.0
	B(1.5)	2		B(1.5)	2		B(1.5)	1		B(1.5)	2	
	C(1.0)	3		C(1.0)	1		C(1.0)	4		C(1.0)	3	
	D(0.5)	0		D(0.5)	0		D(0.5)	0		D(0.5)	0	
	E(加點無し)	0		E(加點無し)	2		E(加點無し)	0		E(加點無し)	0	
14.0			10.0			10.0			10.0			
5			4.934			3.6			4.266			
2.000			2.000			2.000			1.000			
2.500			2.000			3.000			2.500			
減点無し			減点無し			減点無し			減点無し			
9.500			8.934			8.6			7.766			
23.500			18.934			18.600			17.766			
100			100			100			100			
123.500			118.934			118.600			117.766			

309,015,000	309,015,000	309,015,000	343,350,000
--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

39.9656	38.4880	38.3800	34.2991
----------------	----------------	----------------	----------------

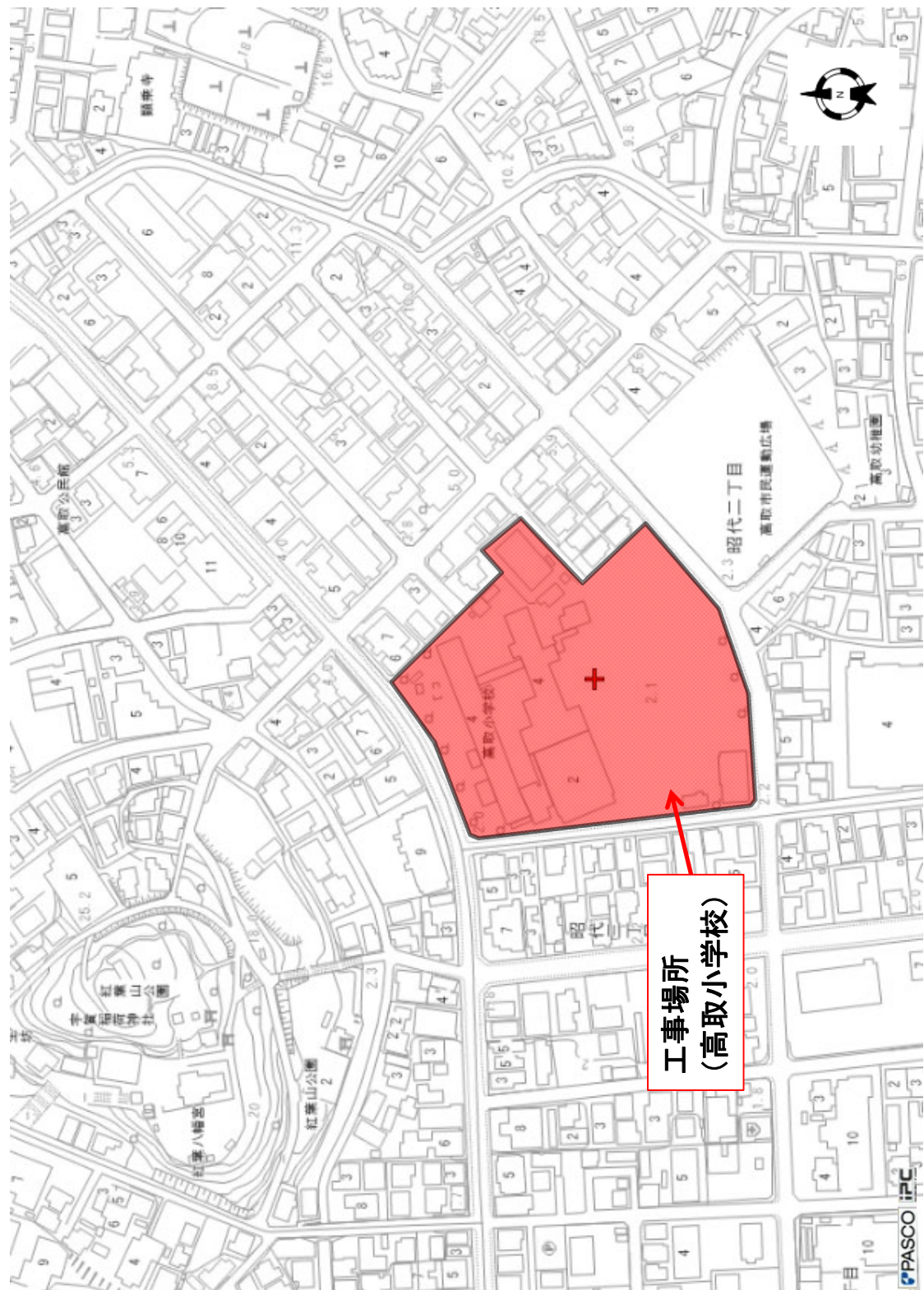
3 落札者の技術提案の概要

項目1	工事車両進入路における第三者への安全対策について
	本工事は、交通量の多い北側道路や児童が多数通行する東側道路及び学校敷地内を工事関係車両が通行するため、学校関係者を含めた第三者の安全な通行を確保することが重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。
項目2	現場周辺及び学校関係者に対する騒音対策について
	本工事は、住宅地及び既存校舎(南棟、特別教室棟)に隣接した場所で行う改造工事であり、工事で発生する騒音に十分注意して施工を行うことが重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。

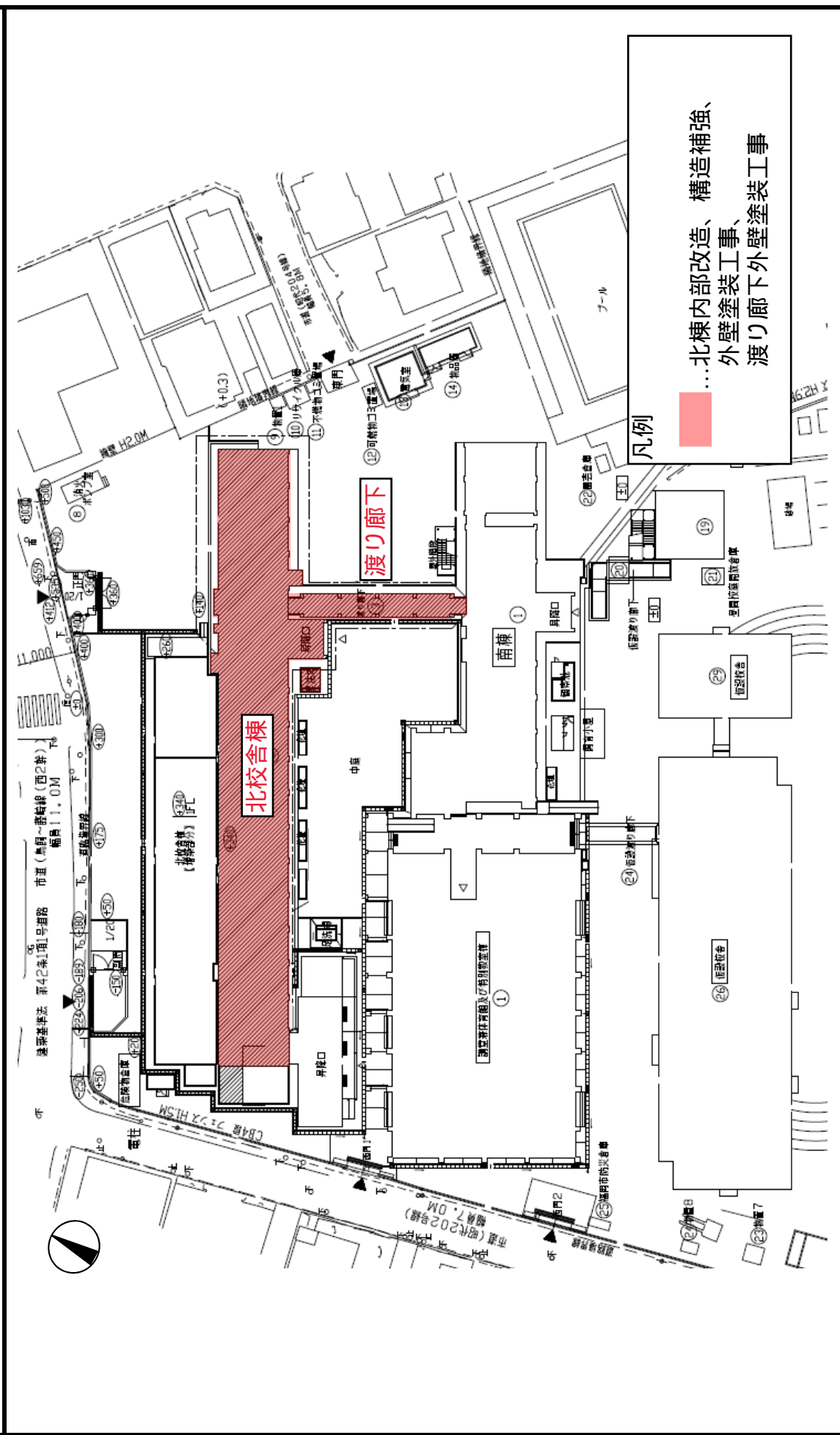
(参考)企業評価項目の内容

評価項目		評価内容
企業の施工能力	工事成績の実績	平成22年4月1日～令和3年2月17日の間に、福岡市が評定通知した建築工事の任意3件の平均点によって評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	工事成績優良業者の表彰実績	平成31年2月18日～令和3年2月17日の間に、福岡市が建築工事において、工事成績優良業者として表彰を行う旨通知した工事の実績により評価する。ただし、表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価の対象としない。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	同種工事の施工実績	平成22年4月1日～令和3年2月17日の間に竣工したRC造・SRC造・S造の建築工事(外部のみの改修・改造を除く)の施工実績により評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	建設業労働災害防止協会加入状況	建設業労働災害防止協会加入者を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
技術者の能力	資格の保有状況	入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
	同種工事の施工経験	入札者が提示する配置予定技術者に平成22年4月1日～令和3年2月17日の間に竣工したRC造・SRC造・S造の建築工事(外部のみの改修・改造を除く)の施工経験(監理技術者、主任技術者、現場代理人での従事に限る)があれば優位に評価する。
社会貢献貢献・社会地域貢献	社会貢献・政策貢献	福岡市から「障がい者雇用促進事業」、「環境配慮型事業所支援事業」、「次世代育成・男女共同参画支援事業」、「協力雇用主支援事業」、「消防団協力事業所支援事業」、「ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業」の該当要件で認定を受けている企業を評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	災害対策協力企業	今年度4月1日時点における福岡市と防災活動に関する協定を締結した団体に所属し、当該業種の特性を活かした防災活動を行う企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	本店所在地	入札公告日時点で本市に本店が所在し、また、公告日における本市競争入札有資格者名簿に登録された期間(地場としての継続期間)が長い企業を優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
企業の信頼の社会性	競争入札参加停止措置状況	令和元年8月1日以降に、競争入札参加停止等の措置を受けた者で、公告日に、競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止期間と同期間に係る場合に、評価点を減点する。 (JV案件:構成員の中に対象者が含まれる場合は、一律2点の減点)

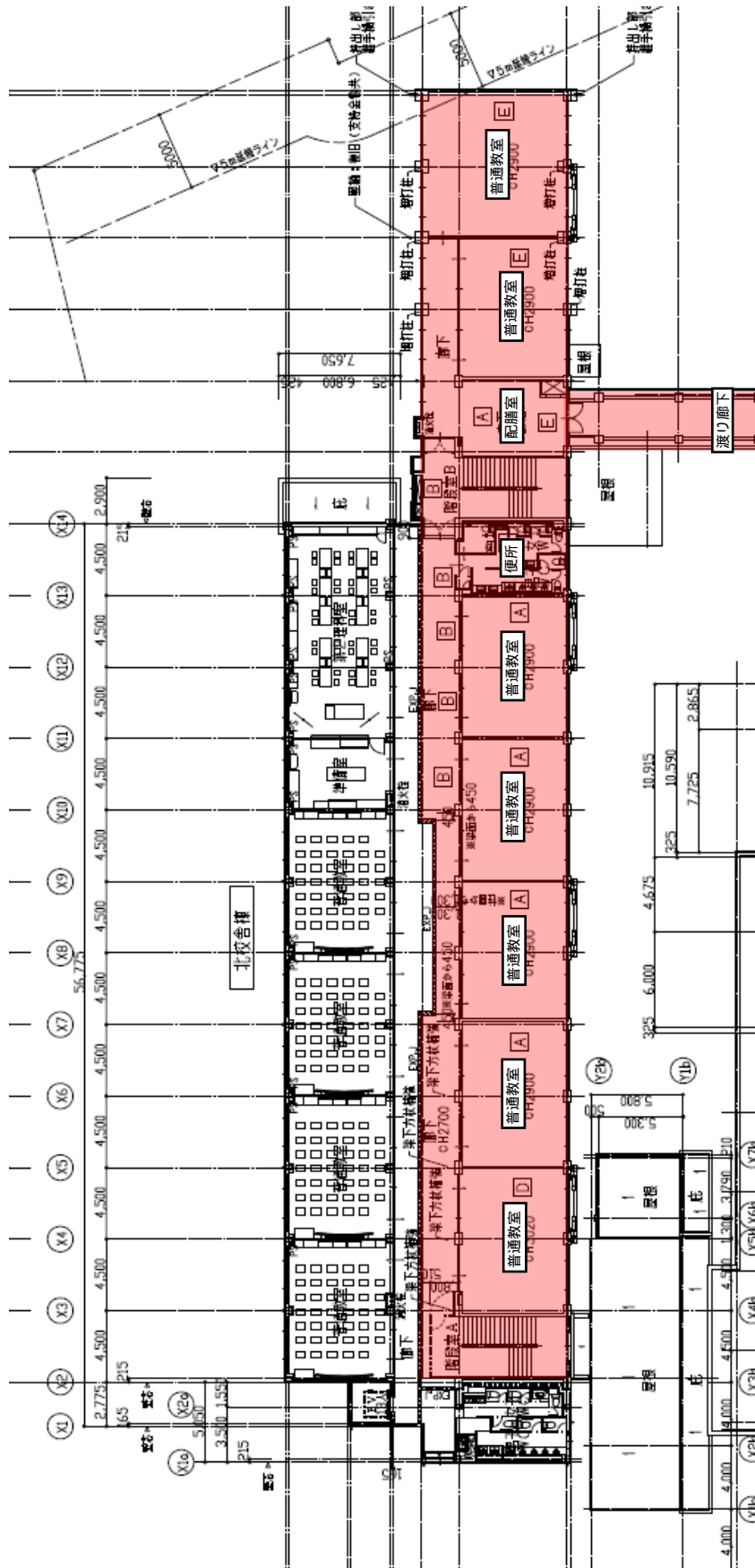
位置図



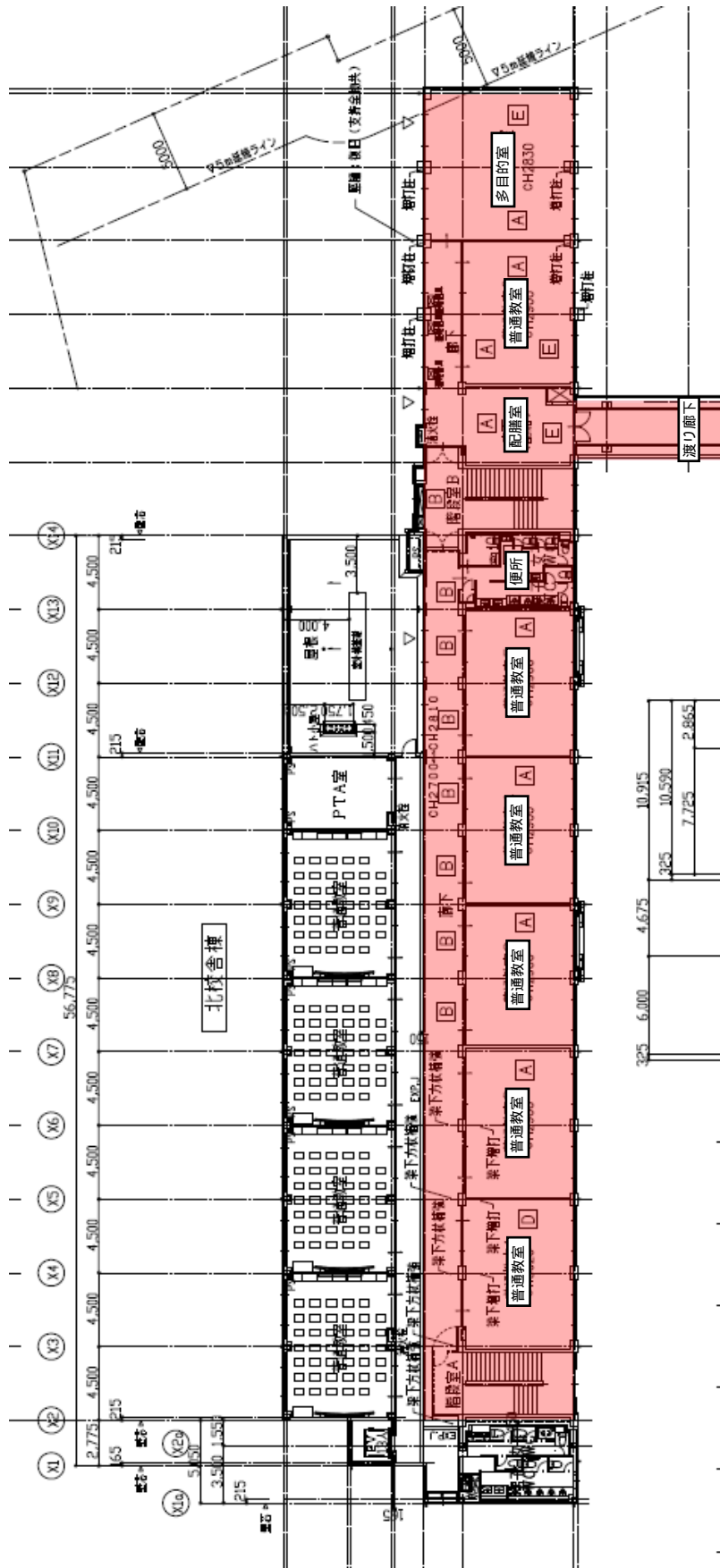
配置図



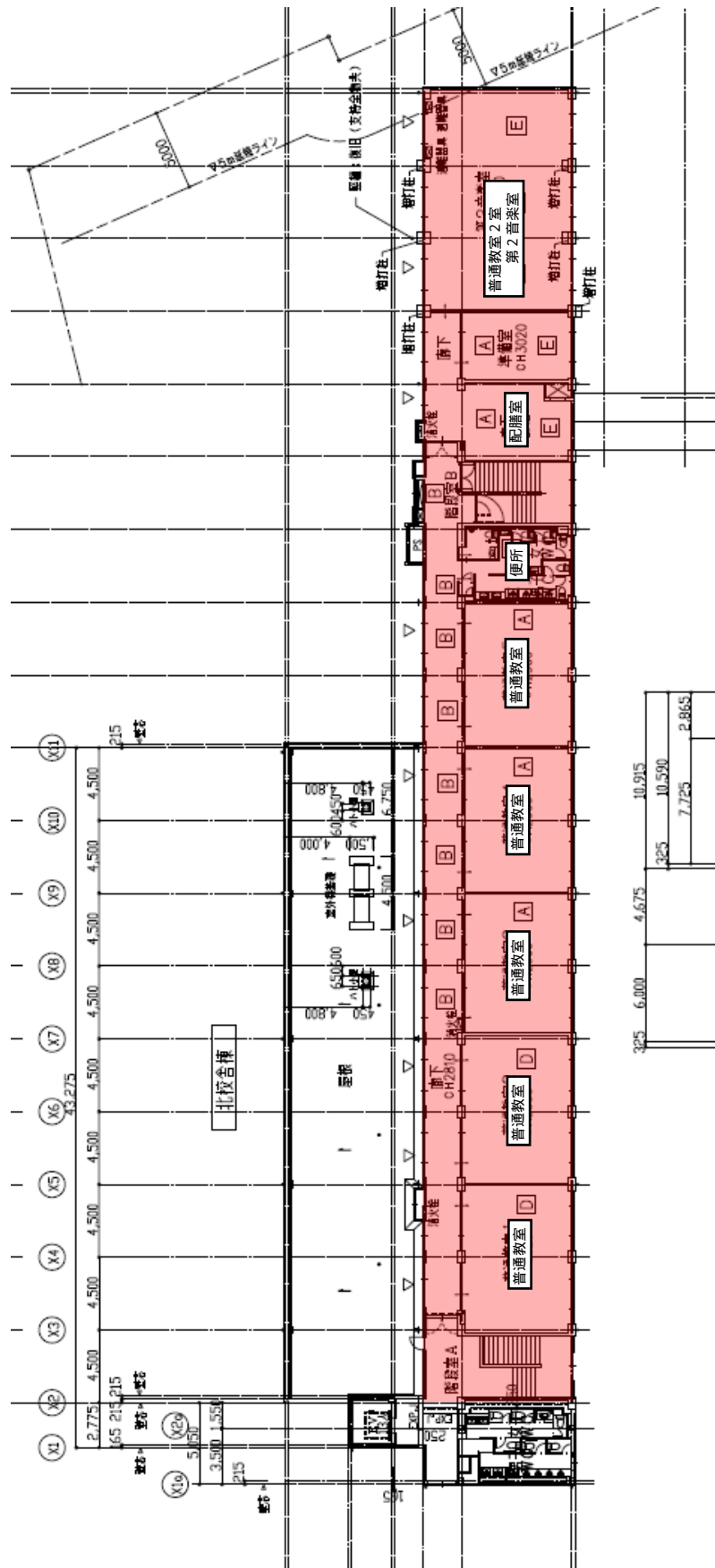
2階平面図



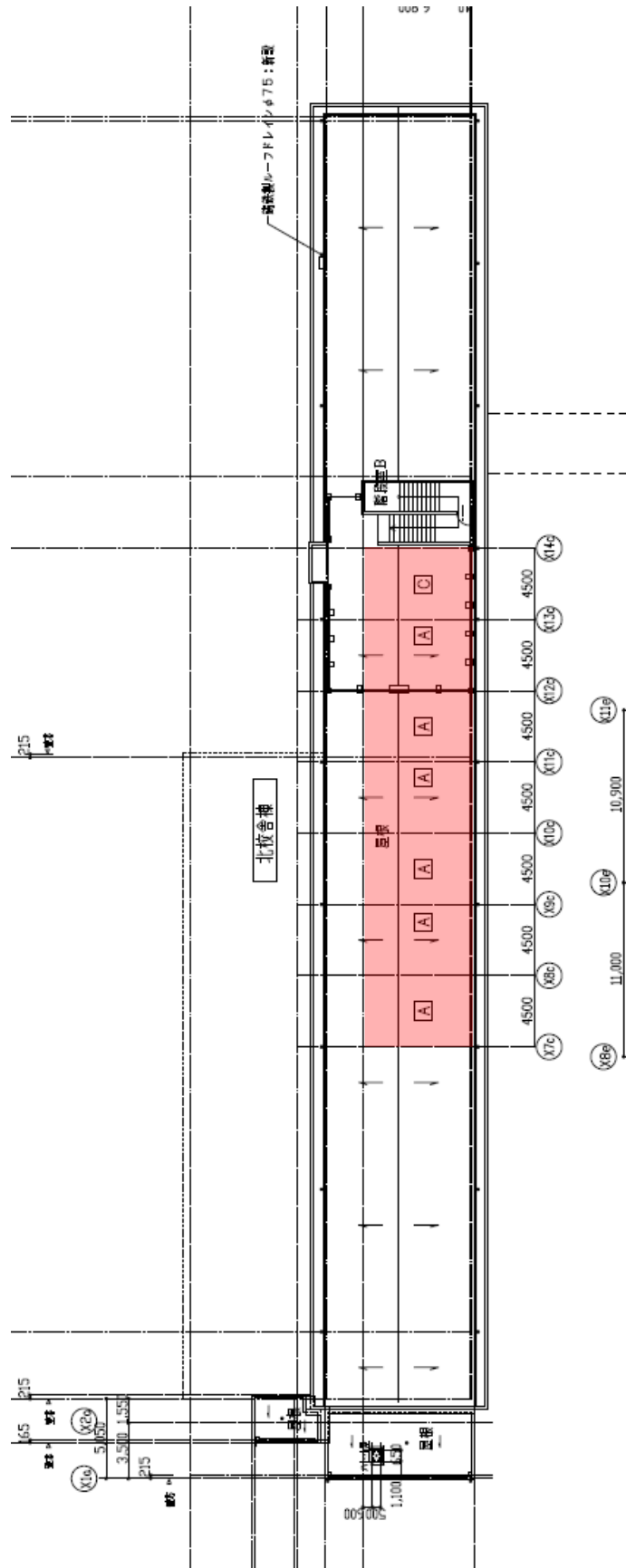
3階平面図



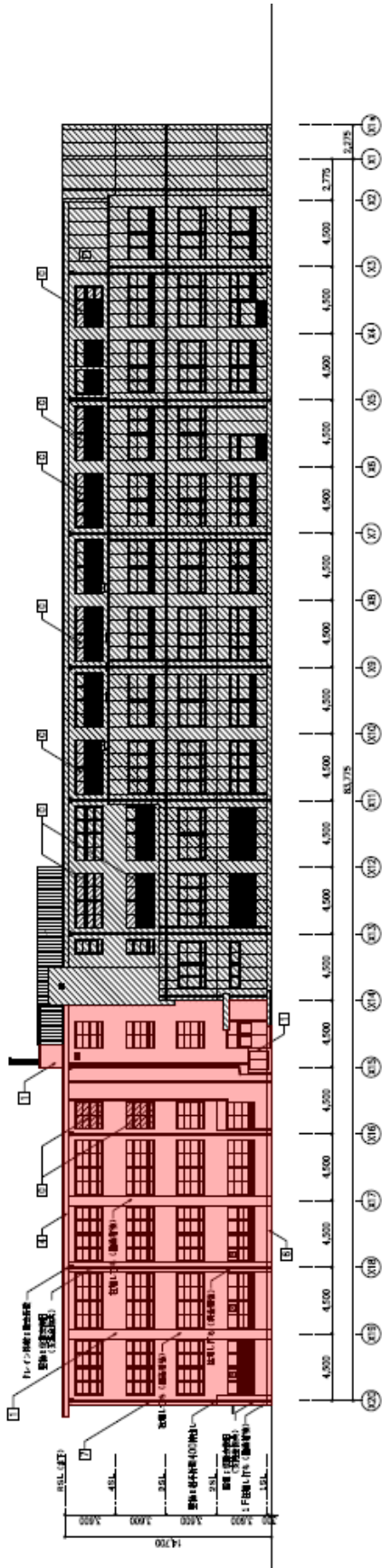
4階平面図



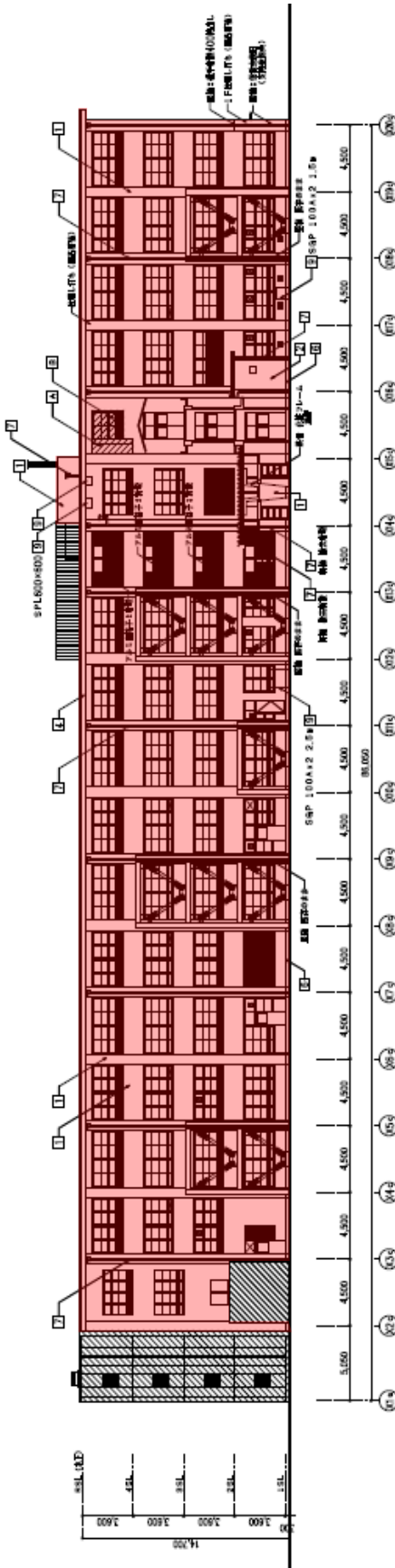
R階平面図



立面図

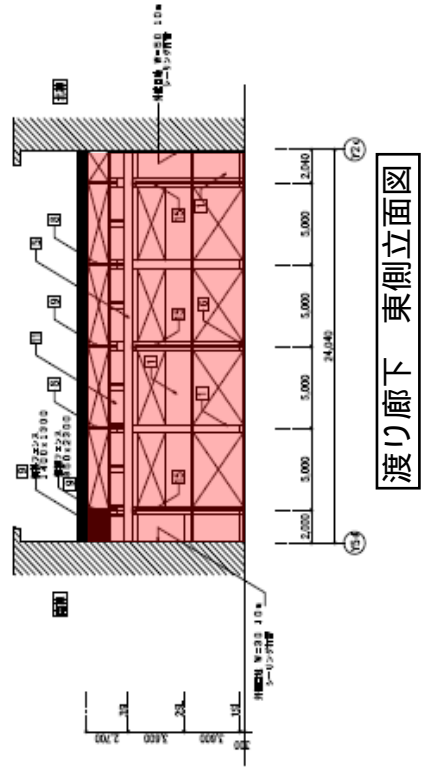
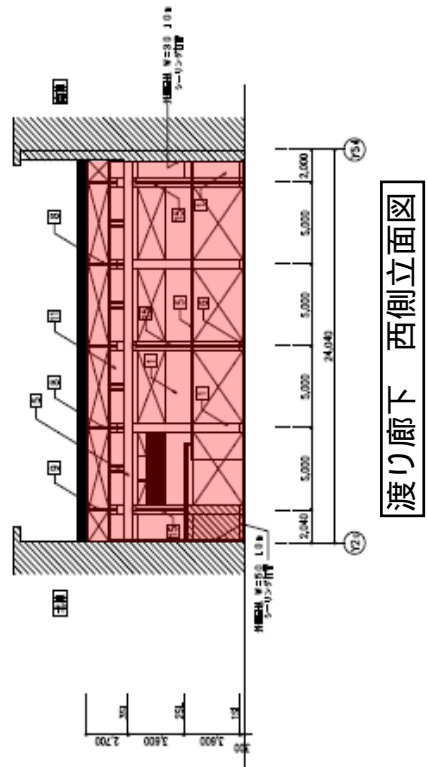
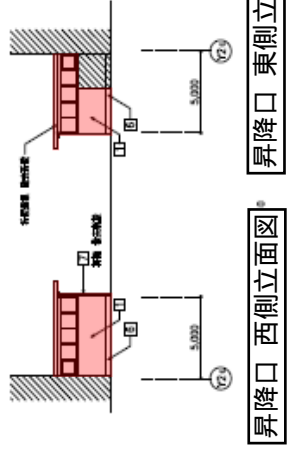
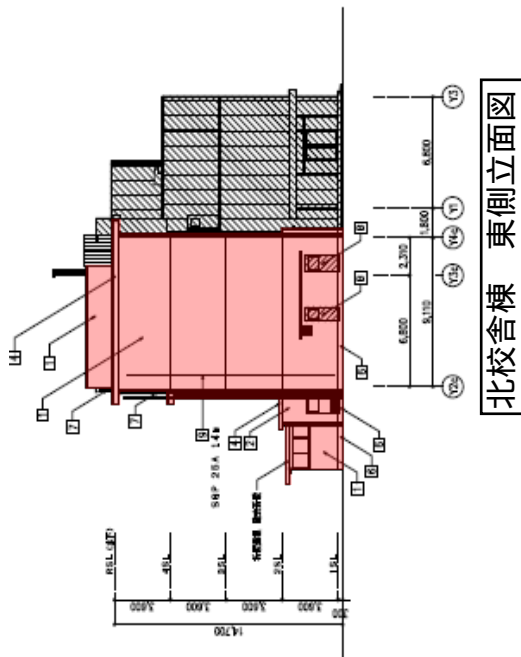


北校舎棟 北側立面図



北校舎棟 南側立面図

立面図

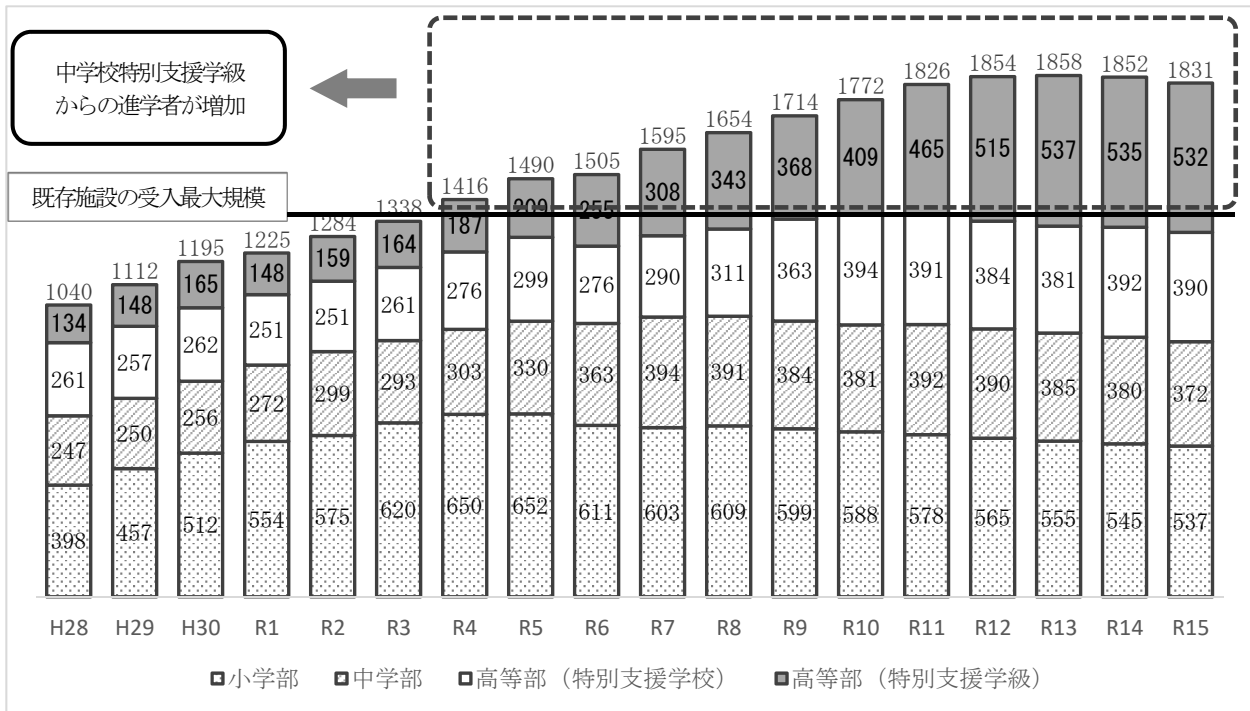


特別支援学校高等部新設に関する基本計画等について

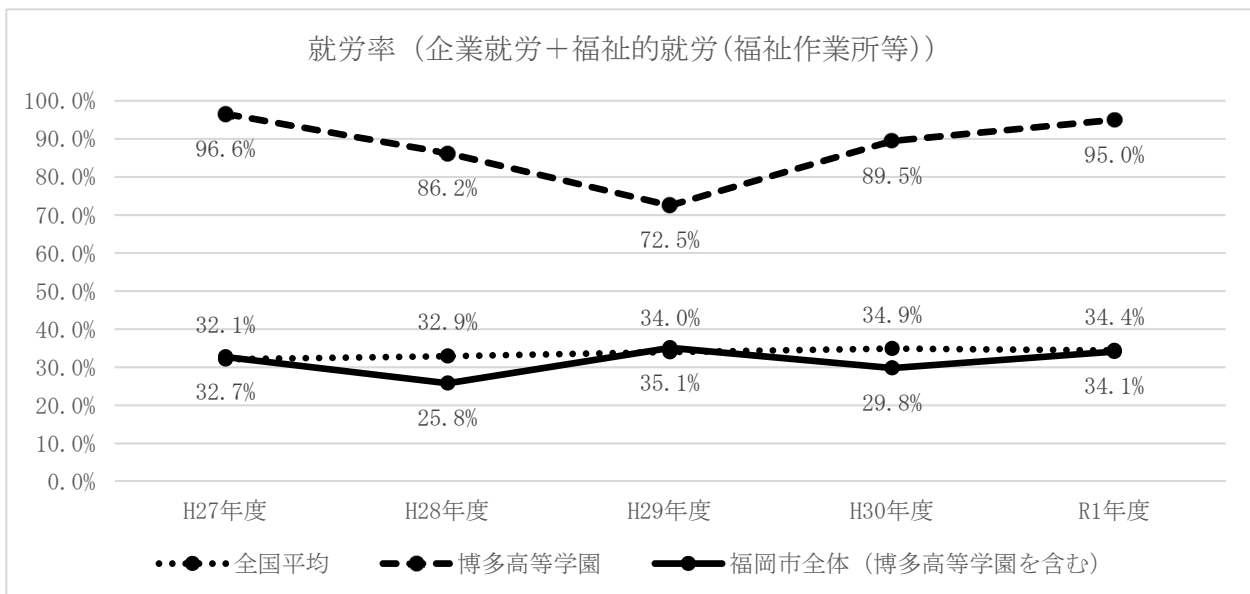
1 特別支援学校児童生徒数及び就労率の現状

特別支援教育へのニーズの高まりから、特別支援学校の高等部において、中学校の特別支援学級からの進学者数が年々増加している。その反面、高等部卒業生の就労率は全国と同程度で横ばいである。

<知的障がい特別支援学校5校の児童生徒数の推移と今後の見込み>



<特別支援学校高等部卒業生の就労率>



2 対応方針及び計画の位置づけ

(1) 対応方針

障がいのある生徒の将来の自立を促すため、就労支援に特化した知的障がい特別支援学校高等部を2校新設する。

内訳は、全市域エリアを対象とした1校、及び東エリアを対象とした1校とする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、対応方針を踏まえ、学校施設の設計や建設における基本的な事項等を定め、学校施設等の条件設定を行うものであり、今後、本計画に基づき設計を進めていく。

3 東エリアに新設する特別支援学校高等部の基本計画について

(1) 建設地

市営城浜住宅建替によって創出された土地を活用

(東区城浜団地1番39 敷地面積 約10,500 m²)

(2) 建設地選定の理由

- ・ 東エリアのほぼ中心に位置し、通学に利用できる公共交通機関が複数ある。
- ・ 東エリア内でまとまった敷地面積を確保できる他の場所がなく、住宅都市局からの所管替えにより早期に用地確保が可能である。

(3) 敷地概要等

	東エリア (市営城浜住宅建替によって創出された土地を活用)
所在地	東区城浜団地1番39
敷地面積	約10,500 m ²
地域地区	用途地域：第1種中高層住居専用地域 建ぺい率：60% 容積率：150% 防火地域：なし
接道状況	北側：約8m 東側：約6m 南側：約6m 西側：約8m
周辺状況	北側：市道を挟んで市営住宅と隣接 東側：市道を挟んで宅地と隣接 南側：一部、宅地と隣接。一部、市道を挟んで宅地と隣接 西側：市道を挟んで小学校と隣接



(4) 施設整備の基本的な考え方

① 配置計画の基本的な考え方

校舎及び講堂兼体育館、駐車スペースは、周辺住宅に対して、圧迫感や騒音等に配慮した配置とする。

② 施設区分ごとの基本的な考え方

ア 校舎

必要な諸室を適切に配置し、採光や通風の確保及び感染症発生時に必要となる空間や可変性の確保にも配慮した設計とする。

校舎及び諸室の配置は、将来の教室増設などに柔軟に対応できる計画とするとともに、歩行者と車両のアプローチは、可能な限り安全かつ明確に区分するよう計画する。

イ 講堂兼体育館

生徒及び地域住民が利用しやすい適切な配置やセキュリティの確保に配慮するとともに、地震や水害等の災害発生時における地域の防災拠点としての重要な役割も担うことから、安全・安心を確保した災害に強い施設を整備する。

ウ 運動スペース

本敷地内に、ジョギングが可能なスペースを確保する。運動場の利用が必要な際に近接する城浜小学校の利用を想定しているため、安全かつ効率的な移動経路を確保する。

エ 駐車スペース

校外学習用貸切バスや放課後等デイサービスの車両、その他来客や地域開放等に対応した駐車スペースと安全かつ効率的な移動経路を確保する。

③ 施設構成（案）

ここに示す施設構成は案であり、今後、実施設計等において詳細に検討することとする。

施設区分		施設内容
校舎	普通教室	18 教室（注2）
	特別教室	音楽室 2CR（注3）、美術室 1.5CR（注3）、調理室 1.5CR（注3）、被服室 1.5CR（注3）、図書室 1CR、視聴覚室 2CR、職業実習室 2CR、生活訓練室 2CR、パソコン室 1CR、相談室 1CR、進路相談室 1CR、多目的室 2CR×3
	管理諸室	校長室 0.5CR、職員室 6CR、保健室 1CR、事務室 0.5CR、会議室 1CR、用務員室（作業スペース含む）1CR、放送室 0.5CR、印刷室 0.5CR、生徒用更衣室 3CR、職員用更衣室 2CR、職員用休養室 1CR、職員用トイレ 1CR、教具室 0.5CR×4、
	通路等	廊下、階段、エレベーター、生徒用トイレ各階（注4）、一般玄関 0.5CR、昇降口 2CR
講堂兼体育館	床面積 約 930 m ² アリーナ(24m×29m)、ステージ、更衣室、器具庫、トイレ	
屋外関係	通用門(正・副)、物品庫、危険物倉庫、備蓄倉庫、園芸倉庫、ゴミ置き場、洗車スペース（屋根あり）、洗車用具倉庫、駐車スペース（普通車約 40 台、大型バス 2 台）、ジョギングコース、農園等	

（注1）校舎は地上4階までとし、1CRの基準は7m×7mとする。

（注2）将来的な生徒数増加に備えて、普通教室は最大25学級まで増設可能、管理諸室（職員室等）は拡張可能な設計とする。また、普通教室は増設時に、既存校舎とのつながりや使いやすさに配慮した設計とする。

（注3）音楽室、美術室、調理室、被服室は準備室を含む。

（注4）各階に多目的トイレを設置する。

④ 教育環境の充実に関する考え方

ア 特別支援教育を推進するための施設づくり

- ・ 障がいの程度の異なる生徒の教育的ニーズに応じた教育課程に対応し、ゾーニングや動線を考慮した計画とする。
- ・ 作業学習を効率的に履修できる諸室の配置、進路相談をしやすい空間の整備など、就労支援に配慮した計画とする。
- ・ ICT教育推進のためのネットワーク環境や、遠隔授業などの新たな学習形態に柔軟に対応できる施設を整備する。

イ 生徒等が使いやすく、“安全・安心”を感じられる施設づくり

- ・ 生徒や教職員が、ゆとりを感じることが出来る空間構成や、使い勝手が良く過ごしやすいゾーニング及び動線を計画する。
- ・ 各普通教室の近くに十分な手洗い流しを設置するなど、感染症対策に重点を置いた整備とする。
- ・ ユニバーサルデザインに配慮し、生徒、教職員、保護者及び地域住民が円滑に使用できる施設を整備する。

- ・ 気候の変化に対応し、生徒が快適に過ごせる空調を整備する。
- ・ 容易に来訪者の確認ができ、不審者の侵入を抑止できる計画とする。

ウ 木材を活用した校舎整備

やさしさや温もりを感じることが出来る空間づくりに配慮し、できる限り地域産木材を使用した内装（教室、体育館等の床、壁等）の木質化を図る。

エ 教育の質の向上のための教職員の職場環境への配慮

学校運営のあり方や教育現場の実情を踏まえ、教職員の負担軽減や職場環境向上に資する施設を整備する。

⑤ 地域との連携に関する考え方

ア 地域との交流に配慮した学校づくり

生徒の社会性や豊かな人間性の醸成に向け、地域や企業等の様々な人々との交流に配慮した学校づくりとする。

イ 子どもたちや地域住民の防災拠点を目指した災害時にも強い学校づくり

地域の避難所としての役割を持ち、十分な安全性と防災機能を確保した施設を整備する。

⑥ 環境配慮に関する考え方

ア 環境負荷の低減や自然との共生を考慮した「エコスクール」の整備推進

- ・ 環境性能評価指標の評価項目等を踏まえた環境負荷低減を図る。
- ・ 積極的な緑化、再生可能エネルギー活用や省エネ化を図る。

イ 騒音や日照等への配慮

隣接地への騒音や日照等、周辺環境に配慮した施設を計画する。

ウ 将来を見据えた施設整備やライフサイクルコストの低減

- ・ 教育内容、教育方法等の変化や社会的変化に対応し、ニーズに応じた改修をしやすい施設を整備する。
- ・ 長期間の活用を見据えた施設整備を行うとともに、施設の維持管理（大規模改造工事、外壁改修工事、防水改良工事、設備機器更新等）が容易にでき、また、その費用をできる限り低減できる施設を整備する。
- ・ コンパクトな施設で初期費用の低減を図る。

(5) その他

東エリアに就労支援機能を向上させた特別支援学校高等部を新設することに伴い、同エリアの東福岡特別支援学校に在籍し就労を希望する生徒を積極的に受け入れていく。

4 全市域エリアを対象とした特別支援学校高等部について

(1) 建設地

旧住吉中学校の校舎を活用

(南区清水1丁目6番 敷地面積 約20,000㎡)

(2) 建設地選定の理由

- ・ 福岡市のほぼ中心に位置し、通学に利用できる公共交通機関が複数路線ある。
- ・ 旧中学校であり、早期に開校が可能である。

(3) 敷地概要等

全市域エリア (旧住吉中学校)	
所在地	南区清水1丁目6番
敷地面積	約20,000㎡
地域地区	用途地域：第2種住居地域 建ぺい率：60% 容積率：200% 防火地域：なし
接道状況	北東側：約4m 南東側：約20m 南西側：約8m
周辺状況	北側：宅地と隣接 北東側：市道を挟んで宅地と隣接 南東側：市道を挟んで宅地と隣接 南西側：一部、宅地と隣接。一部、市道を挟んで宅地と隣接
位置図	

(4) 施設整備の基本的な考え方

① 内部改造、改修に関する考え方

ア 既存の施設や備品を最大限に活かした必要最小限の工事とすることで、早期の開校を目指すとともに初期費用の低減を図る。

イ 施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインに配慮した施設とする。

ウ 老朽化により劣化した箇所を改修し、安心して学習できる教育環境を確保する。

エ 生徒や教職員の動線を考慮し、使い勝手が良く過ごしやすい諸室の配置とする。

② 施設構成（案）

ここに示す施設構成は案であり、今後、実施設計等において詳細に検討することとする。

施設区分		施設内容
校舎 (内部改造)	普通教室	15 教室
	特別教室	音楽室 2CR（注2）、調理室 2CR（注2）、図書室 1CR、視聴覚室 2CR、福祉実習室 2CR、清掃実習室 2CR、農園実習室 1CR、生活訓練室 1CR、パソコン室 1CR、相談室 0.5CR、進路相談室 1CR
	管理諸室	校長室 0.5CR、職員室 3CR、保健室 1CR、事務室 0.5CR、会議室 1CR、用務員室（作業スペース含む） 1CR、放送室 0.5CR、印刷室 0.5CR、生徒用更衣室 2CR、職員用更衣室 1CR、職員用休養室 0.5CR、職員用トイレ 0.5CR、教具室 0.5CR×2
	通路等	廊下、階段、エレベーター、生徒用トイレ各階（注3）、一般玄関、昇降口
講堂兼体育館 運動場	既存施設を活用	
屋外関係	備蓄倉庫、園芸倉庫、洗車スペース（屋根あり）、洗車用具倉庫、農園 等	

（注1）1CRの基準は7m×9m（既存のまま）とする。

（注2）音楽室、調理室は準備室を含む。

（注3）各階に多目的トイレを設置する。

5 新設する高等部2校における教育内容

（1）目的

軽度又は中度の知的障がいのある生徒等を対象にして、卒業後に福祉的就労等を目指した学校とする。

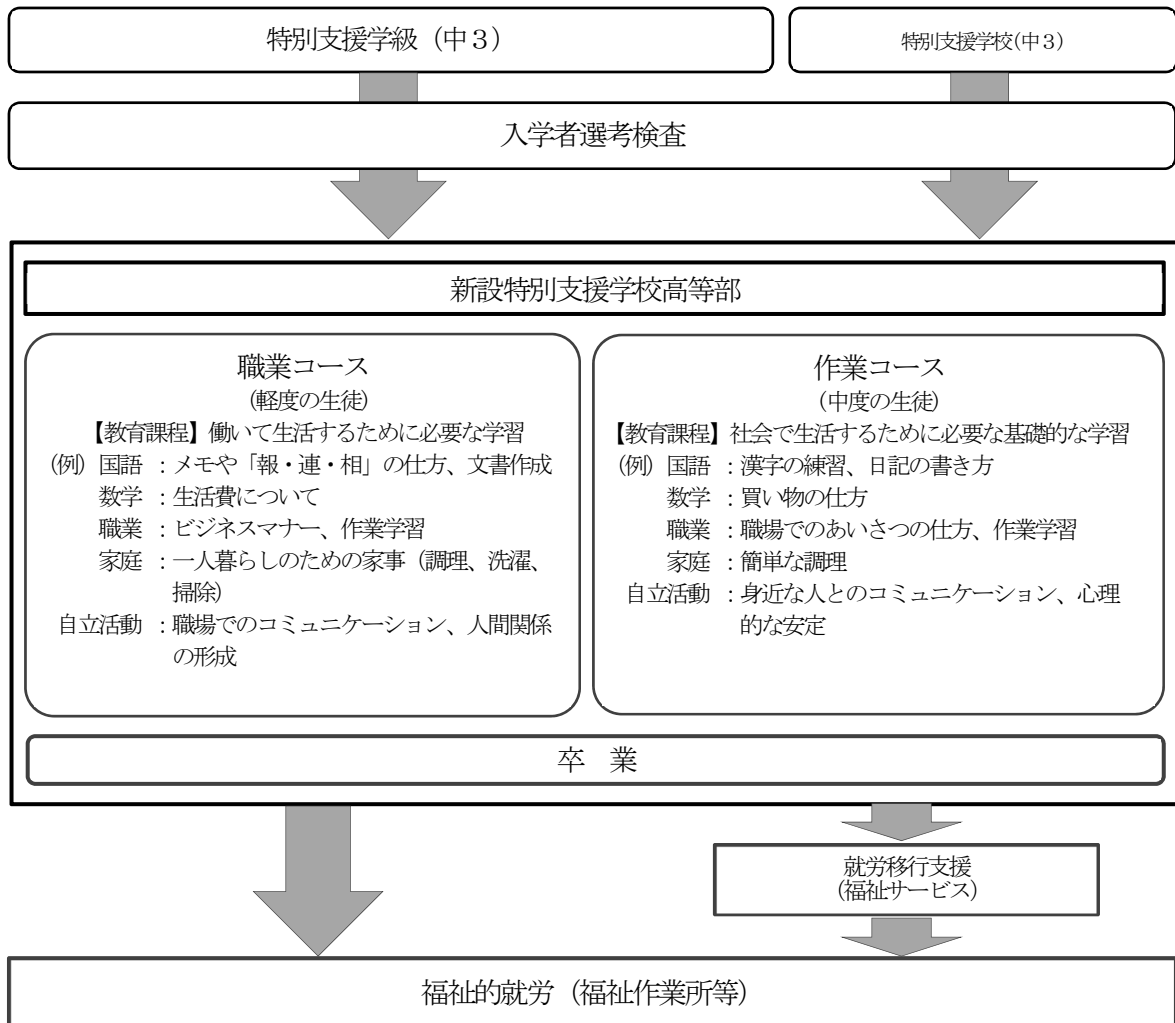
（2）教育目標

- 福祉的就労を目指し、地域の中で自立した生活を送ることができる生徒の育成
- 働く喜びを身に付け、働くことで収入を得ることができる生徒の育成

（3）教育コース

新設校は、軽度又は中度の知的障がいのある生徒を対象にして、卒業後に福祉的就労を目指す職業コース及び作業コースを設置する。

<教育コース>



6 事業スケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全市域エリア (旧住吉中学校内)	実施設計	改修工事 開校準備	開校		
東エリア (市宮城浜住宅内)	基本計画 基本設計	実施設計	建設工事 開校準備		開校